

福岡県公報

平成25年12月17日
第3557号

目次

告示(第1869号-第1886号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 1
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課) …………… 4
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6

○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7
公 告	
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 8
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 9

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課) …………… 12
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課) …………… 13
○政治団体の解散届	(市町村支援課) …………… 14
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課) …………… 14
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課) …………… 14

告 示

福岡県告示第1869号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成25年11月25日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) ラ・ムー久留米店
 - (2) 所在地 福岡県久留米市白山町562-1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地5

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地5
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年7月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,457.55平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗南側	92

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗南側	71

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗東側	27
店舗北西側	27
合計	54

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内北西側	10.34

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24時間	
株式会社大創産業	午前10時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地南側及び敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯	
荷さばき施設 No. 1	午前6時	午後11時
荷さばき施設 No. 2	24時間	

福岡県告示第1870号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年11月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マンガ倉庫福岡空港店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府580-1ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コジマ	午前8時	午後9時	午前9時	午前5時
株式会社チェンジ	なし		午前9時	午前5時

(2) 来客が駐車場を利用することのできる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分～午後9時30分	午前8時30分～午前5時30分

福岡県告示第1871号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年11月27日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人山村塾
- (2) 代表者の氏名
宮園 福夫
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県八女市黒木町笠原9836番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、都市と農山村の住民が、その連携交流を通じて農林業及び農山村の環境に関する役割を認識するとともにそれを学び実践することによって、農山村の振興、環境の保全、食物の安全、健康ひいては持続可能な社会の構築に寄与するこ

とを目的とする。

福岡県告示第1872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	柳川城島線	前	柳川市筑紫町340番4先から 柳川市西浜武721番1先まで	8.0 ～ 22.8	290.0
			前	柳川市筑紫町340番4先から 柳川市西浜武721番1先まで	8.0 ～ 17.4	297.0
			後	柳川市筑紫町348番1先から 柳川市西浜武938番5先まで	10.4 ～ 22.8	351.0
			後	柳川市筑紫町348番1先から 柳川市西浜武938番5先まで	10.4 ～ 17.4	358.0

福岡県告示第1873号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8717番1先まで	4.7 ～ 7.1	324.0
			後	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8717番1先まで	4.7 ～ 7.1	324.0
			後	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8717番1先まで	4.0 ～ 17.0	360.0

福岡県告示第1874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	後川内 黒 木 線	八女市黒木町笠原8672番1先から 八女市黒木町笠原8654番先まで

福岡県告示第1875号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省

令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4078700624	特別養護老人ホーム第二竹里館 福岡県みやま市瀬高町高柳256番地1	社会福祉法人竹里会	H25. 12. 1

福岡県告示第1876号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代1月号	雑誌15277-01	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント1月号	雑誌15115-1	マイウェイ出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第1877号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) ドラッグコスモス春日宝町店
 - 所在地 福岡県春日市大和町四丁目36番
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1878号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ニシコー春日プラザ
 - 所在地 福岡県春日市大和町4丁目30番地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1879号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所

古賀市薦野字三本ユス11の3、字本谷13、115の7、115の12、115の1（次の図に示す部分に限る。）、字浦164、165の2、字貝地1703

- 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1880号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和44年8月28日農林省告示第1277号（宮若市（旧宮田町）に係るものに限る。）
 - 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1881号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年8月9日農林水産省告示第1399号（1から3及び5に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1882号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和42年4月7日農林省告示第567号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに宮若市役所及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1883号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年10月13日農林省告示第1201号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1884号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和44年3月5日農林省告示第270号

2 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法 変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1885号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域以外（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域以外をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和43年8月6日農林省告示第1181号

2 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法 変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	田 川 犀 川 線	前	京都郡みやこ町犀川大坂 1番先から 京都郡みやこ町犀川大坂 1950番5先まで	24.2 ～ 30.2	31.9
			後	京都郡みやこ町犀川大坂 1番先から 京都郡みやこ町犀川大坂 1950番5先まで	29.6 ～ 31.0	31.9

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成25年12月6日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
俵口建設工業株式会社	福岡県北九州市八幡西区 折尾2-2-12	俵口 学	平成23年8月28日 福岡県知事許可（特-23） 第27156号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成25年12月20日から平成26年1月18日までの30日間

4 処分の原因となった事実

俵口建設工業株式会社は、平成24年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年12月17日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡武道館外8施設電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年1月9日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月17日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡武道館外8施設電力供給

(2) 契約の内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成26年5月1日から平成27年4月30日まで

(4) 供給場所

福岡武道館（福岡市中央区大濠1丁目1）

射撃場（福岡市西区今宿上の原4-1）

航空隊（福岡市博多区大字下白井782-1）

警備員教育センター（北九州市門司区小森江3丁目9-1）

北九州交通管制センター（北九州市小倉北区内7-2）

福岡試験場（福岡市南区花畑4丁目7-1）

北九州試験場（北九州市小倉南区日の出町2丁目4-1）

筑豊試験場（飯塚市仁保23-21）

筑後試験場（筑後市大字久富1135-2）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（平成25年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月30日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種目品13（サービス業種その他）-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者（希望業種、等級が不明な場合は、事前に福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）にて確認をすること。）

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部会計課調度係

〒812-8576 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141（内線2236・2233）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 交付場所

5の部局とする。

(2) 交付期間

平成25年12月17日（火曜日）から平成26年1月29日（水曜日）までの毎日（ただ

し福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）を、午前9時00分から午後5時45分までとする。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また閲覧に供する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成25年12月17日（火曜日）から平成26年1月10日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成26年1月29日（水曜日）午後5時45分まで。

(4) 閲覧場所

福岡県警察本部会計課

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成26年1月29日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までとする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成26年1月30日（木曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室地下1階

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

平成26年1月31日（金曜日）午後1時30分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in nine office buildings, Fukuoka Prefectural Police.
- (2) Contract term:From 1 May, 2014 through 30 April, 2015.
- (3) Delivery place:Fukuoka Prefectural Police.
- (4) Time limit for tender:5:45, 28 January, 2014.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available : Fukuoka Prefectural Police Headquarters, 7-7, HigashiKoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan. Tel : 092-641-4141(Ext 2233)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第130号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成25年9月1日～9月30日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
玄洋浪士會	坂田 博	原田 俊伸	福岡市東区箱崎ふ頭3-7-8-105号	平成25年9月4日
古賀としひこ後援会	古賀 敏彦	古賀 澄子	小郡市干潟700-1	平成25年9月5日
すみよし浩徳後援会	住吉 浩徳	住吉 政子	遠賀郡水巻町猪熊7-15-13	平成25年9月24日
谷口しげたか後援会	谷口 重隆	清水 博文	宮若市乙野1115	平成25年9月27日
坪根秀介後援会	坪根 秀介	岡光 隆史	築上郡上毛町大字宇野1050-1	平成25年9月4日
博友会	井上 博隆	浮津 巖	大野城市上大利3-9-14	平成25年9月12日
藤井よしひろとどんぐり政治プロジェクト	藤井 芳広	藤井 玲子	糸島市志摩桜井3712-16	平成25年9月27日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成25年9月1日～9月30日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

る。

平成25年12月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克 巳

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
石井みどり福岡県後援会	会計責任者	首藤 俊介	中川 龍比湖	平成25年7月1日	平成25年9月4日
梶原文明後援会	代表者	和田 昇	和田 米敏	平成25年9月1日	平成25年9月4日
幸福実現党久留米西後援会	政治団体の名称	幸福実現党久留米西後援会	幸福実現党福岡南部西後援会	平成25年9月1日	平成25年9月5日
幸福実現党福岡中央後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大名1-3-30-901号	福岡市南区平和1-23-62-709号	平成25年9月1日	平成25年9月5日
	代表者	原田 靖彦	古賀 クミ子		
西村まさみ福岡県後援会	会計責任者	首藤 俊介	中川 龍比湖	平成25年7月1日	平成25年9月4日
福岡県歯科医師連盟	会計責任者	首藤 俊介	中川 龍比湖	平成25年7月1日	平成25年9月4日
福岡県農政連筑紫支部	代表者	八尋 洋一	白水 武夫	平成25年9月1日	平成25年9月6日
	会計責任者	八尋 洋一	白水 武夫		

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第132号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年9月1日～9月30日

（政党以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
きどとしひろ後援会	平成25年9月23日	平成25年9月27日
成山会	平成25年9月9日	平成25年9月9日

山下けんじ後援会	平成24年12月31日	平成25年9月9日
よしかわ紀代子後援会	平成25年5月27日	平成25年9月4日

（4団体）

福岡県選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成25年9月1日～9月30日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
井上 博隆	福岡県議会議員	博友会	大野城市上大利3-9-14	井上 博隆	平成25年9月7日	平成25年9月12日
住吉 浩徳	水巻町議会議員	すみよし浩徳後援会	遠賀郡水巻町猪熊7-15-13	住吉 浩徳	平成25年9月23日	平成25年9月24日
藤井 芳広	糸島市議会議員	藤井よしひろとどんぐり政治プロジェクト	糸島市志摩桜井3712-16	藤井 芳広	平成25年9月25日	平成25年9月27日

（3団体）

福岡県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成25年9月1日～9月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
山下 謙二	福岡市議会議員	山下けんじ後援会	山下 謙二	平成24年12月31日	平成25年9月9日

（1団体）

平成25年12月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己